平成 29 年 6 月 14 日 砥部町告示第 117 号

(趣旨)

- 第1条 町は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能 支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依 命通知。以下「実施要綱」という。)、多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進要綱」という。)及び日本型直接支払推進交付金実施要領(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号農林水産省生産局長通知及び 27 農振第 2219 号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進要領」という。)に基づき、次に掲げる事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において、農村環境保全向上活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
 - (1) 農地維持支払交付金事業 旧町村区域等の広域エリアにおいて、集落又は活動 組織及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管 理等を実施する体制を整備することを目的として設立された広域活動組織若し くは集落等を構成する区域において、構成員による共同活動を通じ、地域資源の 保全管理等を行うことを目的として設立された活動組織(これらの組織を以下 「対象組織」という。)が実施要綱別紙1の規定に基づき行う事業
 - (2) 資源向上支払交付金事業 対象組織が実施要綱別紙2の規定に基づき行う事業
 - (3) 多面的機能支払推進交付金事業のうち推進組織推進事業 多面的機能支払の効果的な推進を図るため、地域ごとの多様な特性を踏まえた地方公共団体及び対象組織における円滑な取組を推進するため、これらの取組を支援することを目的として設立された推進組織(これらの組織を以下「推進組織」という。)が推進要綱別紙1の第3の規定に基づき行う事業

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第2条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、別表のとおりとする。 (交付申請)
- 第3条 対象組織及び推進組織の長(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、農村環境保全向上活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第1条第3号の事業にあっては、多面的機能支払推進交付金(推進組織推進事業)実施計画書(様

式第4号)を併せて提出しなければならない。

- (1) 経費の配分(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他関係書類
- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る 消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費 税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分 の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗 じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、か つ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただ し、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事 業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定)

- 第4条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当 と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに農村環境保 全向上活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知する。
- 2 前条に規定する申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(事業の着手)

- 第5条 多面的機能支払推進交付金に係る推進事業の着手は、交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむ得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、推進組織の長はあらかじめ、町長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した多面的機能支払推進交付金(推進組織推進事業)交付決定前着手届(様式第6号)を町長に提出するものをする。
- 2 前項のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、推進組織の長は、 事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものと する。また、この場合においても、推進組織の長は、交付決定までのあらゆる損失 等は自らの負担とすることを了承の上で行うものとする。

(事業の変更等)

- 第6条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により補助金交付決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ農村環境保全向上活動支援事業補助金変更承認申請書(様式第7号)に第3条に掲げる書類及び変更の理由を記載した書面を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 農地維持支払交付金事業

- ア 事業に要する経費の総額及び補助金の額の増減
- イ 対象農用地の面積の変更
- (2) 資源向上支払交付金事業
 - ア 事業に要する経費の総額及び補助金の額の増減
 - イ 対象農用地の面積の変更
 - ウ 実施要綱別紙2の第4の1から3までの対象活動の追加又は廃止
- (3) 多面的機能支払推進交付金事業
 - ア 別表の区分欄(1)及び(2)の事業に要する経費の総額及び補助金の額の増減
- 2 前項に規定する申請書が到達してから、当該申請に係る同項による承認の決定を 行うまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ農村環境保全向上活動支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が 困難となった時は、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書面を速やかに町 長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の12月31日現在における農村環境保全向上活動支援事業遂行状況報告書(様式第9号)を作成し、当該年度の1月15日までに町長に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業終了後、速やかに農村環境保全向上活動支援事業実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。 ただし、第1条第3号の事業にあっては、多面的機能支払推進交付金(推進組織推進事業)実施計画書(様式第4号)を併せて提出しなければならない。
 - (1) 経費の配分(様式第2号)
 - (2) 収支精算書(様式第11号)
 - (3) 財産管理台帳(様式第 12 号)
 - (4) その他関係書類
- 2 補助事業者は、第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実 績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明 らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、第1項の 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金

に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を農村環境保全向上活動支援事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第 13 号)により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第 11 条の確定のあった日の翌年 6 月 10 日までに、同様式により町長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、対象組織及び推進組織が消費税の納税の義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の町長への提出をもって、消費税相当額報告書とみなすことができる。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、農村環境保全向上活動支援事業補助金確定通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、当該年度の 事業終了後速やかに農村環境保全向上活動支援事業補助金請求書(様式第15号)を、 町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第13条 町長は、既に着手した事業で必要と認めるものについて、補助金の全部又は 一部を概算払いすることができる。
- 2 前項の概算払いによって補助金を受けようとする補助事業者は、農村環境保全向 上活動支援事業補助金概算払請求書(様式第16号)に関係書類を添えて、町長に提出 しなければならない。

(補助金の管理)

- 第14条 補助事業者又は多面的機能支払交付金実施要綱の一部改正について(平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知)附則第11の交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者は、実施要綱別紙1の第9、実施要綱別紙2の第9、実施要領第1の11の(1)及び実施要領第2の12の(1)の規定に基づき補助金を返還する場合は、速やかに町長に補助金の返還を申し出なければならない。
- 2 町長は、前項の申し出を受けた場合は、期限を付して当該補助金の全部又は一部 の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業者は、事業により取得価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具

を新たに取得した場合は、第10条の実績報告書を提出するに当たって財産管理台帳(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ町長 の承認を受けなければならない。
- 3 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助 事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年9月20日告示第126号)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月4日から適用する。
- 2 実施要綱附則2の規定により、平成29年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、 事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附 則(令和元年6月20日告示第105号)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 実施要綱附則2の規定により、平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、 事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附 則(令和2年7月6日告示第114号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 実施要綱附則2の規定により、令和元年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、 事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附 則(令和3年8月25日告示第171号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 実施要綱附則2の規定により、令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、 事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附 則(令和4年7月1日告示第134号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 実施要綱附則2の規定により、令和3年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、 事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

附 則(令和5年5月10日告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 実施要綱附則2の規定により、令和4年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、 事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

別表(第2条関係)

補助金の	2100 4 61 19		補助		
種類	補助対象経費	区分	率	補助金額	
1	実施要綱別紙1		定額	(1) 補助金額	
農地維持	の規定に基づいて			アー基本単価	
支払交付	対象組織が行う事			(10a 当たり)	
金	業に要する経費			地目 交付単価	
				田 3,000円	
				畑 2,000円	
				草地 250円	
				ただし、事業計画に定める実施期間	
				中に、対象農地の地目を変更する場	
				合、当該対象農用地に係る農地維持支	
				払交付金の交付単価については、地目	
				の変更があった時点の当該期間中に	
				限り、変更前の地目の単価を適用する	
				ものとする。	
2	実施要綱別紙2	(1)	定額	(1) 補助金額	
資源向上	の規定に基づいて	共同		アー基本単価	
支払交付	対象組織が行う事	活動		(10a 当たり)	
金	業に要する経費			地目 交付単価	
				田 2,400円	
				畑 1,440円	
				草地 240 円	
				イの加算単価	
				a 事業計画に定める活動期間中	
				に、多面的機能の増進を図る活動	
				の活動項目から新たに活動項目	
				を選択し、1活動項目以上追加す	
				る場合又は新たに設立する対象	
				組織及び多面的機能の増進を図	
				る活動に取り組んでいない対象	
				組織が、事業計画に定める活動期間はなる。世界は、名下特別は、の間がはまいる。	
				間中に多面的機能の増進を図る	
				活動の活動項目から2活動項目	

以上選択して取り組む場合に、当 該活動期間中に限り加算できる 交付単価

(10a 当たり)

地目	交付単価
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

- b aの支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りaの表中の単価に更に加算できる交付単価
- (a) 農業者以外の者が構成員の うち4割以上を占め、かつ、当 該対象組織の活動に参加する 個人及び団体の構成員の合計 のうち8割以上が参加する実 践活動を毎年度行う場合
- (b) 農業者以外の者が構成員の うち4割以上を占め、かつ、役 員に女性が2名以上選任され ている場合で、当該対象組織の 活動に参加する個人及び団体 の構成員の合計のうち6割以 上が参加する実践活動を毎年 度2種以上それぞれ別の日に 行う場合

(10a 当たり)

地目	交付単価
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

- c 事業計画に定める活動期間中 に、次の(a)又は(b)のいずれかに 該当する活動を行う場合に加算 できる交付単価
- (a) 資源向上支払(共同)の交付 を受ける田面積全体のうち5 割以上において、田の雨水貯留 機能の強化を目的として、大雨 時の水田からの排水を調節す るため、水田の落水口に排水調 整板の設置等を行う場合(加算 対象面積は当該活動を実施す る活動組織の対象農用地面積 のうち田面積全体とする)
- (b) 広域活動組織にあっては、 当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)

(10a 当たり)

地目	交付単価	
田	400 円	

ウ 継続地区の交付単価 (10a 当たり)

実施要綱別紙2の第6の2の(1)の イの継続地区

	(アの基本単価及びイa、bの加算単価 に 0.75 を乗じた単価) エ アにおいて、多面的機能の増進を 図る活動に取り組まない場合の単 価 (アの基本単価に6分の5を乗じた単価) オ ウにおいて、多面的機能の増進を 図る活動に取り組まない場合の単 価 (ウの交付単価に6分の5を乗じた単価)
	草地 400円 イ アにおいて、実施要綱別紙5の第 3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織の単価(アの交付単価に6分の5を乗じた単価) なお、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額

					ウ 組織の広	域化・体制	
						1組織当	総額
					区分	たり交付	(5年
						額	間)
					3集落以上		
					または	4 万円	20 万円
					50ha 以上	4 万 口	20 /3 🖪
					200ha 未満		
					200ha 以上		
					1,000ha 未		
					満または特	8万円	40 万円
					定非営利活		
					動法人		
					1,000ha 以	16 万円	80 万円
					上	10 /5 1	00 /3/11
3	推進要綱別紙1	推進	定額	国の交付金に推進組織推進事業に要			
多面的機	の第3の規定に基	組織		する経費から国の交付金を除いた額に			
能支払推	づいて推進組織が	推進		相当する額を加えた額(ただし、町費の			
進交付金	行う事業に要する	事業		上限を国費の2分の1とする)			
	経費						

農村環境保全向上活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長様

申請者住所名称代表者氏名

年度において別紙のとおり農村環境保全向上活動支援事業を実施したいので、 砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類 を添えて補助金 円の交付を申請します。

経費の配分

1 経費の配分

	対象原	農用地	面積	交付金に係	負担区分			
		(a)	T	る事業に要				
区分	田	畑	草	する経費(又				備
			地	は交付金に	国交付金額	県負担額	町負担額	考
				係る事業に	四人门亚银	水 兒亞腺	-1 X 12 IK	
				要した経費)				
農地維				円	円	円	円	
持支払								
交付金								
資源向								
上支払								
交付金								
(共同活								
動)								
資源向								
上支払								
交付金								
(長寿命								
化等)								
多面的								
機能支								
払推進		/	/					
交付金								
(推進組	/							
織推進								
事業)								
合計								

- (注) 1 不要な文字は消すこと。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は、「減額した金額〇〇〇円」

を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含 税額」をそれぞれ記入すること。

2 事業完了予定(事業完了)年月日

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	本年度予算額	備考
県補助金	円	
町負担額		
合計		

2 支出の部

区分	本年度予算額	備考
農地維持支払交付金	円	
資源向上支払交付金		
(共同活動)		
資源向上支払交付金		
(長寿命化等)		
多面的機能支払推進交付金		
(推進組織推進事業)		
合計		

様式第4号(第3条、第10条関係)

多面的機能支払推進交付金(推進組織推進事業)実施計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業計画及びその内容
 - 1 推進・指導等
 - (1) 説明会等の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	備考
<u>月</u>		

(2) 推進・指導の開催計画(実績)

<u>実施時期</u>	<u>内容</u>	備考
<u>月</u>		

(3) 審査・通知等の開催計画(実績)

<u>実施時期</u>	内容・件数等	備考
<u>月</u>		

(4) 推進に関する手引き等の作成計画(実績)

資料の内容	配布先	作成部数	<u>備考</u>
		<u>部</u>	

(5) 事務支援組織への支援計画(実績)

交付時期	対象組織数	交付額	備考
<u>月</u>	組織	<u>円</u>	

2 その他推進事業の実施に必要な事項

3 経費の配分 別紙のとおり

- 4 事業完了予定(事業完了) 年 月 日
 - (注) 1 実施計画書の変更の際には、「実施計画書」を「実施計画書(変更)」と置き換え、変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更前を上段()書きで記載するものとする。
 - 2 実績報告の際には、「実施計画書」を「実績報告書」と置き換え、変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更前を上段()書きで記載するものとする。

(別紙) 多面的機能支払推進交付金 推進組織推進事業の経費の配分

	区分		対	象経	費		交付金に係る事業		負担	区分		
	事業項目	旅	諸	委	事	交	に要する経費(又	国		市	そ	備考
		費	謝	託	務	付	は交付金に係る事	費	県	町	\mathcal{O}	
			金	費	費	金	業に要した経費)				他	
推	進組織推進											
事	業											
(1))+(2)+(3)											
	(1)推進·指											
	導等											
	(2) 確認事											
	務											
	(3) その他											
	推進事業の											
	実施に必要											
	な事項											

- (注) 1 不用な文字は消すこと。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」 を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含 税額」をそれぞれ記入すること。

第 号年 月 日

印

様

砥部町長

農村環境保全向上活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度農村環境保全向上活動支援事業 補助金については、砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第4条の規 定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

1 補助金の交付対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった 年度農村環境保全向上活動支援事業とし、その経費及び補助金の額は次のとおりと する。ただし、補助事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び補 助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金円補助金の額金円

- 2 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の区分は、 申請書の経費の配分の欄の記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付を受ける事業実施主体(以下「補助事業者」という。)は、砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 5 この補助金に係る要綱及びこれらに基づく町長の命令並びに補助金の交付決定の 内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後において も、交付決定の全部又は一部を取消し、補助金の全部又は一部を町に返還させるこ とがある。

様式第6号(第5条関係)

多面的機能支払推進交付金(推進組織推進事業)交付決定前着手届

年 月 日

砥部町長 様

申請者住所 名 称 代表者氏名

農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、多面的機能支 払推進交付金に係る推進組織推進事業について、次の条件を了承したうえで別添のと おり交付決定前交付決定前に着手したいので、提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合に おいても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画 変更は無いこと。

区分	着手予定	完成予定	理由	
	年月日	年月日		
推進組織推進				
事業				

注:不要な文字は消すこと。

農村環境保全向上活動支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者住所 名 称 代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定の通知があった 年度農村環境保全向上活動支援事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分等を変更し[補助金 円の追加交付(減額承認)を受け]たいので、砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 補助金交付の決定に係る経費の配分の変更後の内容を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算の変更に係る部分についてのみ変更前を()書きで上段に記載すること。
 - 2 変更の理由を記載した書面を添付すること。
 - 3 金額の変更のない場合は[]の部分を除くこと。

農村環境保全向上活動支援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

砥部町長様

申請者住所 名 称 代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定の通知があった 年 度農村環境保全向上活動支援事業を中止したいので、砥部町農村環境保全向上活動支 援事業補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 補助金名
- 2 事業の中止(廃止)の理由
- 3 事業の中止の期間(廃止の時期)
- (注) その他参考となる資料を添付すること。

農村環境保全向上活動支援事業遂行状況報告書

年 月 日

砥部町長 様

申請者住所 名 称 代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定の通知があった 年 度農村環境保全向上活動支援事業の実施について、砥部町農村環境保全向上活動支援 事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

			事業の)遂行状況		
		年 月	日まで	年 月	日以降に	
区分	総事業費	に完了した	きもの	実施する	もの	備考
		事業費	出来高	事業費	事業完了	
		尹未賃	比率	尹未貝	予定年月日	
農地維持支払交付金	円	円	%	円		
資源向上支払交付金						
(共同活動)						
資源向上支払交付金						
(長寿命化等)						
多面的機能支払推進						
交付金						
(推進組織推進事業)						
合計						

⁽注)「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

農村環境保全向上活動支援事業実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

申請者住所名 称代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定の通知があった 年 度農村環境保全向上活動支援事業の実施について、別紙のとおり実施したので、砥部 町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、その実績を報告します。

- (注) 1 補助金交付の決定に係る経費の配分(変更された場合は変更後の内容等)の 内容を容易に比較対照できるように作成するものとし、その内容及び収支予 算は変更に係る部分についてのみ変更前を()書きで上段に記載すること。
 - 2 推進交付金に係る事業費内訳調書を添付すること。

収 支 精 算 書

1 収入の部

区分	本年度精算	本年度予算	比較	増減	備考
卢 刀	額	額	増	減	1佣45
県補助金	円	円	円	円	
町負担額					
合計					

2 支出の部

区分	本年度精算	本年度予算	比較	増減	│ - 備考
四月	額	額	増	減	IM ⁷ →
農地維持支払交付金	円	円	円	円	
資源向上支払交付金 (共同活動)					
資源向上支払交付金 (長寿命化等)					
多面的機能支払推進交 付金 (推進組織推進事業)					
合計					

財産管理台帳

市町	市町名			対象組織		事業実施年度		年度~ 年度		度				
	事業の内容		工期		経費の区分		処分制限期間		処分の状況					
名称	工種構造・規	施工箇所 各 又は設置場 所	事業量	着工 年月 日	竣工 年月 日	総事業費 (単位: 円)	経費 国費	内訳(単 円) - - - - - - - - - - - - - - - - - -	単位: 町費	耐用年数	処 分 制 限 年 月	承認 年月日	処分 の 内容	備考
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
 - 5 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
 - 6 「名称」は、「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入。

農村環境保全向上活動支援事業の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

砥部町長 様

申請者住所 名 称 代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定の通知があった事業について、砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額 金 円 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
 (注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、推進組織又は対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること。
 (1)消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

- (4)推進組織又は対象組織が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その 状況を記載

- (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予 定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 [
 - (注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、推進組織又は対象組織が法人格を有しない場合は、すべての構成員 分を添付すること。
 - (1) 金銭出納簿その他の必要な資料又はその写しを添付すること。
 - (2)対象組織又は推進組織が免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書、売上高を確認できる書類
 - (3) 簡易課税制度の適用を受ける推進組織又は対象組織の場合は、事業の実施年度 における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるも の)
 - (4)推進組織又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第14号(第11条関係)

農村環境保全向上活動支援事業補助金確定通知書

第 号年 月 日

補助事業者 様

砥部町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった、 年度農村環境保全向上活動支援事業費については、砥部町農村環境保全向上活動支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

農村環境保全向上活動支援事業補助金請求書

年 月 日

EI

砥部町長 様

申請者住所名称代表者氏名

¥____

年 月 日付け、 第 号で補助金確定の通知があった 年度 農村環境保全向上活動支援事業補助金として、上記の金額を請求します。

1 請求金額の内訳

	区分	補助金	既受領	今回請求	残額	備考
内		額	額	額		
	農地維持支払交付金					
訳	資源向上支払交付金					
	(共同活動)					
	資源向上支払交付金					
	(長寿命化等)					
	多面的機能支払推進					
	交付金(推進組織推					
	進事業)					
	<u>=</u> -					

様式第16号(第13条関係)

農村環境保全向上活動支援事業補助金概算払請求書

彑	Ē.	月	日

砥部町長 様

申請者住所 名 称 代表者氏名

(EJI)

¥			

年 月 日付け、 第 号で補助金交付決定の通知があった 年度農村環境保全向上活動支援事業補助金として、上記の金額を請求します。

1 請求金額の内訳

年 月 日現在

	補助金	既受領	今回請求額				
区分	無 例 並 額	死交順 額	金額	月	日まで	残額	備考
	识	(织)		予定出来高			
農地維持支払交付金							
資源向上支払交付金							
(共同活動)							
資源向上支払交付金							
(長寿命化等)							
多面的機能支払推進							
交付金(推進組織推							
進事業)							

2 事業遂行状況

区分	事業費	事業の遂行状況 B	進捗度	備考	
	A	(年月日)	B/A		
農地維持支					
払交付金					
資源向上支					
払交付金(共					
同活動)					
資源向上支					
払交付金(長					
寿命化等)					
多面的機能					
支払推進交					
付金(推進組					
織推進事業)					

区分欄には、補助金名を記載すること。

(注)「事業の遂行状況」の欄には、補助金の支払金額を記載すること。

3 事業の完了予定年月日